## 第1回基本項目等検討小委員会

日時 平成16年4月16日(金) 第1回合併協議会開催時 場所 名寄市民文化センター

- 1 開 会
- 2 議事
  - (1)委員長・副委員長の選出について
- 3 閉 会

## 基本項目等検討小委員会の役割について

合併特例法第3条では、合併協議会について、「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」と「その他市町村の合併に関する協議」を行う場として規定しています。 本小委員会では、「その他市町村の合併に関する協議」を担当し、合併協定項目等の

検討を行います。

具体的には、次のような項目について検討を行います。

- 1.基本的な協議項目
- (1)合併の方式
- (2)合併の期日
- (3)新市の名称
- (4)事務所の位置
- (5)財産の取り扱い
- 2.合併特例法等に定める協議項目
- (6)地域審議会及び地域自治組織等の取り扱い
- (7)議会議員の定数及び任期の取り扱い
- (8)農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い
- (9)一般職の職員の取り扱い
- (10) 一部事務組合等の取り扱い
- (11)地方税の取り扱い
- 3.その他必要な協議項目
- (12)特別職等の身分の取り扱い
- (13)条例・規則等の取り扱い
- (14) 事務機構及び組織の取り扱い
- (15)町・字の区域及び名称の取り扱い
- (16) 慣行の取り扱い
- (17) 国民健康保険事業の取り扱い
- (18)介護保険事業の取り扱い
- (19)病院・診療所の取り扱い
- (20)公共的団体等の取り扱い
- (21)使用料・手数料等の取り扱い
- (22)分担金・負担金等の取り扱い
- (23)補助金・交付金等の取り扱い
- (24)公社、第三セクター等の取り扱い
- (25)各種事務事業の取り扱い